

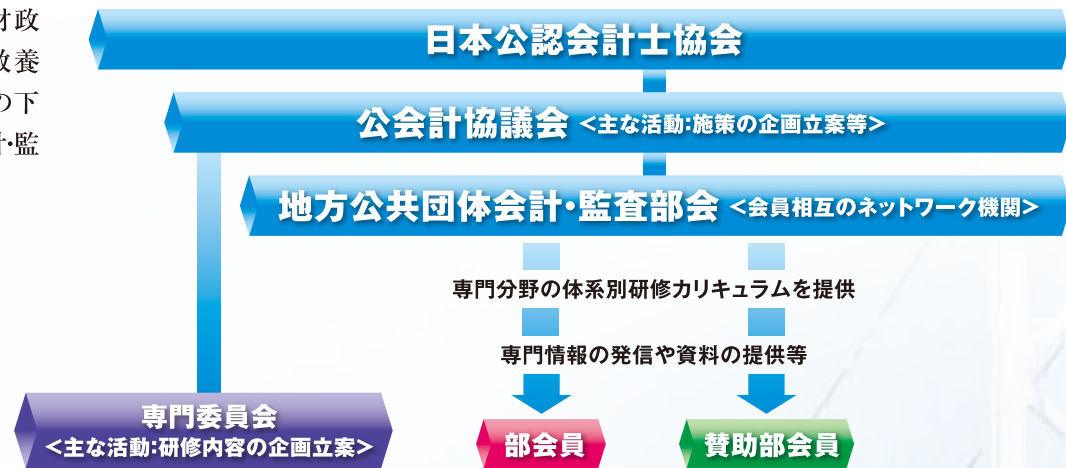
公会計協議会「地方公共団体会計・監査部会」 入会のお願い

地方公共団体を取り巻く環境

- 地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準が示されたことにより、地方公共団体(約1,800)は複式簿記の導入・固定資産台帳の整備を行うこととなります。
- 地方公営企業法における財務規定等の適用範囲拡大が検討されています。
- 地方公共団体における議会制度、監査制度や内部統制制度の導入等のガバナンスのあり方等について調査審議がなされています。

公会計協議会「地方公共団体会計・監査部会」

全国の地方公共団体の行財政改革に携わる専門家を多数養成するため、公会計協議会の下部組織に「地方公共団体会計・監査部会」が設置されました。



社会貢献のために

今後ますます地方公共団体会計・監査の分野における会員及び準会員の質の向上及び数の拡大が全国的規模で期待されています。公会計協議会では、当該分野に関する業務に携わるために必要な情報の発信や研修受講機会の提供を行っていきます。各地域会に所属する会員及び準会員の皆様、ぜひ、公会計協議会「地方公共団体会計・監査部会」にご入会ください。



部会入会の主なメリット(部会員・賛助部会員)

- 専門情報をメールマガジンを通じて受けることができます。
- 組織化の推進を図る交流会へ参加することができます。

部会員となるメリット

- ✓ 自らの専門性を外部に公表(名簿を開示)することができます<任意>。
⇒部会員が増えることによって、
日本公認会計士協会は、地方公共団体会計・監査に関する高い専門性を有する
会員等が各地域に多数在籍することを外部に積極的に発信することができます。

◆ 入会資格 <入会料無料>

- ・会員(監査法人を除く。)
- ・準会員(特定社員を除く。)

◆ 会員種別

- (1) 部会員
・当該部会の専門分野に関する初期研修を修了した者
・当該部会の専門分野に関する十分な実務経験^(※)があると協議会が認める者
(※)十分な実務経験とは、包括・個別外部監査人(補助者を除く。)又は監査委員の実務経験を指します。
- (2) 賛助部会員
:部会員に該当する者以外で、当該部会の専門分野に関心がある者

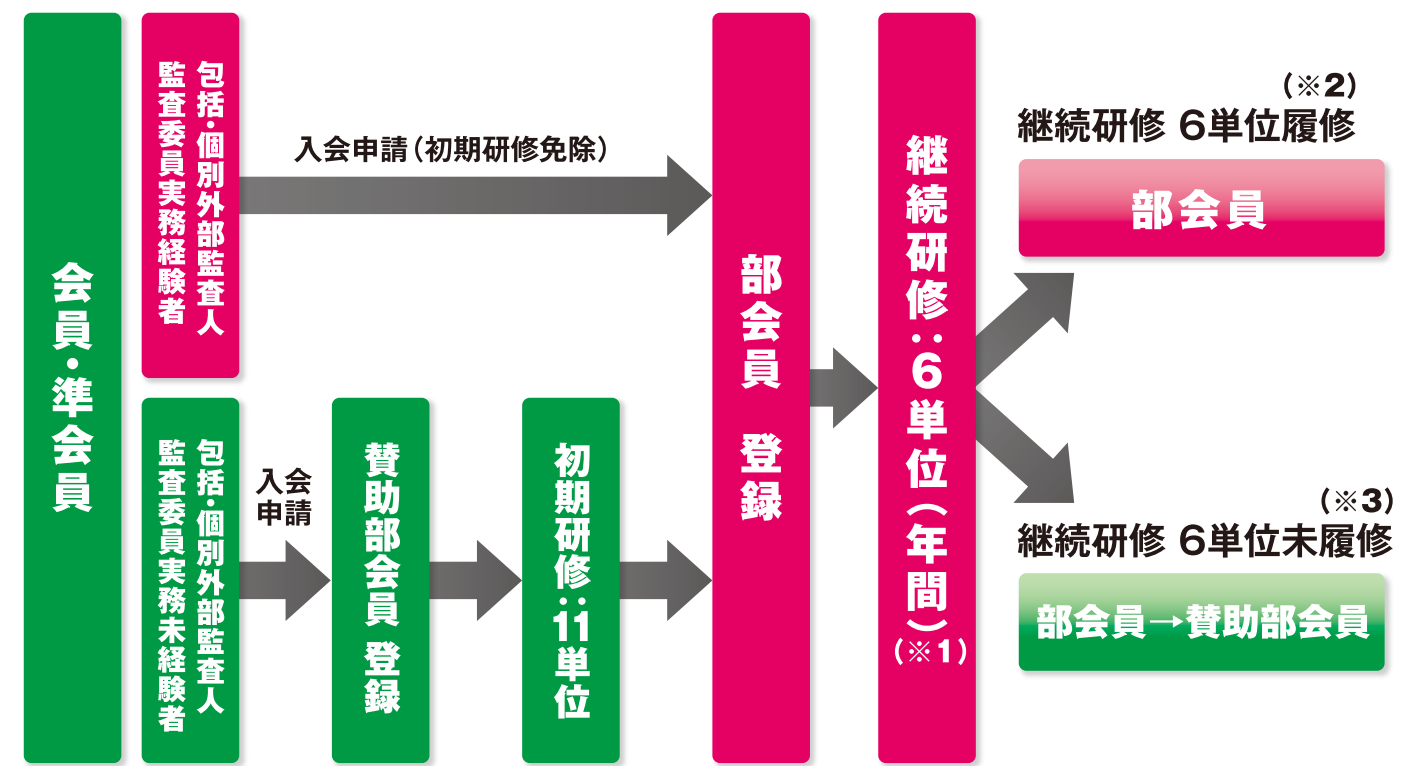
◆ 部会員の継続要件

- 継続研修(応用・発展編)の履修
… 65科目のうち3科目6単位以上(年間)
<受講料無料^(※)>
CPEオンラインよりWEB上で
ご受講いただけます。
(※) 毎年見直しを行います。
・地域会主催公会計研修会に係る単位についても継続研修の単位として認められる場合があります。
・継続研修カリキュラムは、現在作成中です。
なお、CPEオンライン上の公開は、平成27年5月より順次行う予定です。
・継続研修の履修要件は、部会員に登録した翌事業年度(4月1日)から発生します。

◆ 初期研修(基礎編)…5科目11単位 <受講料無料> CPEオンラインよりWEB上でご受講いただけます。

科目名	内容	講師
1 地方公共団体の法規 (2単位) (教材コード: E021680)	(1) 憲法 (2) 地方自治法 (3) 行政法 (4) 財政法及び地方財政法	神野 直彦氏 (東京大学名誉教授)
2 地方財務 I (2単位) (教材コード: E021620)	(1) 地方財務業務の概要 (2) 会計 (3) 予算 (4) 決算	稲沢 克祐氏 (関西学院大学 専門職大学院教授)
3 地方財務 II (3単位) 前半(教材コード: E021631) 後半(教材コード: E021632)	(1) 財産管理 (2) 収入・支出 (3) 契約 (4) 現金及び有価証券 (5) 時効	稲沢 克祐氏 (関西学院大学 専門職大学院教授)
4 地方財務 III (2単位) (教材コード: E021670)	(1) 新地方公会計制度 (2) 財政健全化法 (3) 地方公営企業	原 邦彰氏 (総務省自治財政局財務調査課長) 鈴木 豊氏 (青山学院大学名誉教授)
5 地方公共団体の監査 (2単位) (教材コード: E032130)	(1) 地方公共団体の監査概要 (2) 監査委員監査制度概要 (3) 外部監査制度概要 (4) 監査委員監査 (5) その他の監査委員監査	鈴木 豊氏 (青山学院大学名誉教授)

◆ 公会計協議会「地方公共団体会計・監査部会」入会後の流れ



(※1) 履修単位集計期間は、4月1日～3月31日になります。
 (※2) 継続研修を年間6単位履修の場合は、翌事業年度も部会員として登録されます。
 (※3) 継続研修を年間6単位未履修の場合は、翌事業年度は賛助部会員に種別変更となります。

ご入会方法: 会員マイページ上で入会申請をすることができます。

公会計協議会専用ウェブサイトの開設のご案内

日本公認会計士協会のウェブサイト内に、公会計協議会専用ウェブサイトが開設されます。当サイトを通じて、公会計関連業務に特化した専門情報獲得の支援を行います。公会計協議会の詳細は、当ウェブサイトをご覧ください。(平成27年2月中に完成予定)

お問い合わせ先

日本公認会計士協会
 The Japanese Institute of Certified Public Accountants

自主規制・業務本部 非営利会計・監査・法規・制度グループ
 〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1
 TEL: 03-3515-1129 / FAX: 03-3515-1167
 E-Mail: k-kyougikai@sec.jicpa.or.jp



公会計協議会
「地方公共団体会計・監査部会」に
 ご入会ください!

公会計協議会は、公会計関連業務^(※)に関する資料又は情報の提供その他の支援を行うことにより当該業務に携わる会員及び準会員の資質の維持及び向上を図るとともに、当該会員等の組織化を推進することによりその活動領域の拡充を促進することを目的としています。

(※)「公会計関連業務」とは、国、地方公共団体、地方公営企業、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人その他の公的分野に属するもの及び公益社団法人、公益財団法人、学校法人その他の非営利分野に属するものの会計及び監査に関する業務をいいます。